

設計建設工事請負契約書（案）の改訂内容

○58条：履行遅滞の場合における違約金等

- ・受注者の責めに帰すべき事由により工期内に業務を完成することができない場合の違約金について、「1万分の4」を「1万分の1」とする。

○60条の2：発注者の損害賠償請求等

- ・第2項の損害賠償に代わる違約金について、「10分の1に相当する金額以上の額」を「10分の1に相当する金額」とする。

○その他、質問を受けての補足説明の追加や、番号誤り等の修正、文言の整理を行った。